## 令和3年5月栃木市教育委員会臨時会会議録

令和3年5月栃木市教育委員会臨時会を、令和3年5月14日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり 青木千津子教育長 後藤 正人職務代理者 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員 大橋 孝子委員 舘野 知美委員 林 慶仁委員
- 2 本委員会の欠席委員は、次のとおり 本委員会の欠席委員は、無し。
- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

 教 育 次 長
 名 淵 正 己

 参事兼教育総務課長
 金 井 武 彦

 保 健 給 食 課 長
 五 十 畑 肇

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり 西脇 はるみ委員
- 5 本委員会の書記は、次のとおり 教育総務課 主事 飯田 愛理
- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 議事

議案第34号 栃木市立小中学校におけるPCR検査実施要領の制定について

《会議》

教 育 長 一 午後1時30分臨時会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署 名委員、書記及び会議案件を報告する。 一

教 育 長 日程第1 議事に入らせていただきます。議案第34号 栃木市立小中学校にお けるPCR検査実施要領の制定について、を議題といたします。保健給食課長よ り説明をお願いします。

保健給食課長〔説明要旨〕

栃木市立小中学校において、児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際、学校内での感染拡大を未然に防止するため実施するPC R検査に関し、必要な事項を定めるため、栃木市立小中学校におけるPCR検査実施要領を制定するため、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第34号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林 委 員 例えば同じクラスで2人陽性が出たとき、学校全体が休業になってしまうという ことですか。

保健給食課長 陽性者が出た場合、いままでは基本的には休んでいませんが、子供の登校状況に よっては、一時的に臨時休業を行っていました。今回、2名以上の場合には必ず 検査をするということで、学校全体を休校にすることを考えています。

教 育 長 その容器を委員さん方に回してもらっていいですか。

舘野委員 ストローを使って入れました。

後藤委員

保健給食課長 ストローを使う場合、この容器に5人分を入れてスクリーニング検査をしたと思います。スクリーニング検査と異なり、今回は1人1ロットになります。

舘 野 委 員 ダイレクトに入れるということですね。

今、ウイルスの変異株が増加して、精神的な面も生活の面も厳しいところです。 そういう中にあって、本市がPCR検査に関して必要な事項を定めるということ で、是非迅速に進めていただきたいと思います。同意書を求めるようですが、前 提として希望者ということですよね。同意書を出したくない人への手立てを何か 考えてあるのでしょうか。それから、栃木市は文教都市ということで公立学校の 他に私立学校も含め、いろいろな学校が密集しています。そういう中でクラスタ 一が発生した時に、教育委員会が窓口になってそれぞれの教育機関に情報を流す のかどうか。急激な増加が想定される場合に、栃木市の地域性を考え、それぞれ の教育機関と連絡し合うことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。 保健給食課長

検査した結果陽性となった場合、同意書がないと陽性になったとしてもその後の 対応ができません。もし同意を頂けない場合、検査をお断りすることもあります。 2点目につきましては、基本的に、陽性者やクラスターの情報は教育委員会には 入ってきません。保健所は対象者としかやりとりをしていないため、個人情報に なるので保健所から直接教育委員会や学校には情報提供はありません。保護者が 学校に連絡して、学校から教育委員会に来た時に初めて情報を知ります。今、情 報はどこまで流しているのかといいますと、陽性者が出た学校の保護者には、メ ール等を使って本校の児童生徒さんから出ましたという情報は流しています。そ れから学校医と委員の皆様と議会に、学校名は公表していませんが情報提供して います。高校等には提供していない状況です。逆に県からも市教委に情報は来ま せん。個人情報を含むことになるので他の機関にどこまで情報を出せるのかとい うのは難しい問題になっています。

教 育 長

ある学校で児童生徒に陽性者が出た場合は、その学校区の小中学校と幼稚園に情報提供していることも付け足していただけますか。

保健給食課長

栃木市立の小中学校につきましては、中学校ブロックで情報共有させていただいています。理由としては、兄弟姉妹関係です。中学校に兄姉がいて、小学校に弟妹がいる場合がありますので。また、クラスターになった場合の公表については、今のところ検討するということになっています。

後藤委員

クラスターのようなものが出てきたらという前提で質問したつもりでしたが、現 状では、兄弟姉妹関係ということで、中学校ブロックの幼稚園・保育園も入って いますよね。

保健給食課長

保育園・幼稚園につきましては、保育課がございますので、保育課から園長先生 等の責任者に情報提供されています。

教 育 長

保育園・幼稚園には、責任者に情報がいくということで、そこの保護者全員にい くわけではないということでした。

大橋委員

いままでに栃木市の子供たちが陽性になった場合には連絡を頂いていますが、そのメールを見るとだいたい校内での濃厚接触者はいないと書いてあって、そんなにいないものなんだと驚いているのですが、栃木市の濃厚接触者の基準はどのように決められていますか。

保健給食課長

濃厚接触者の特定につきましては、保健所で行っていますので、基準は基本的に 全国一律で、マスクなしで1m以内で15分以上会話した場合だったと聞いてお ります。

大橋委員

検査の実施判断基準は教育委員会が判断すると書いてありますが、実際のところ は教員が聞き取りをしたり、様子を見たりとかして決めていくと思いますが、基 準が曖昧だったり厳しすぎたりすると、判断が難しくなると思います。現時点で は、具体的な基準案はあるのでしょうか。

保健給食課長

要領の3 (3) のことと思いますが、子供の登校状況が影響してきます。新型コロナウイルスは発症日2日前から人に感染させる能力があるので、子供が長期間来ていない場合には検査は実施しません。考え方としては、発症日の3日前から学校を休んでいる場合は実施しない可能性が高いです。人に移す能力がないときにやっても意味のないことになりますので実施しないと考えています。ただ、検

査方法もだいぶ進んできています。例えば、午後頭が痛いので病院に行って検査したらその日のうちに検査結果が出てしまうケースもあります。そうすると、学校に来てしまっているので、当然実施になります。その際保健所の調査もあり、保健所の判断で濃厚接触者はいないということになることもありますが、一番子供と接しているのは学校の教職員になりますので、その方たちがこういう活動をしたという場合は学校と教育委員会で話し合って、判断していくこともあります。どうしてもケースバイケースで細かくは決められない部分があります。

教 育 長

ある程度の基準はありますが、教育活動の内容によっても低学年か高学年によっても違うので、ケースバイケースで学校と教育委員会が話し合い状況を判断していくということでした。

後藤委員

児童生徒の具合が悪くなったら、教育委員会に報告してもらうことになっていますが、医師からPCR検査を受けた方がいいと言われた時なのか、PCR検査を受けた直後に報告するのか、どちらでしょうか。

保健給食課長

検査を受けたということで報告を頂いています。検査を受ける状況もいろいろご ざいまして、子供が熱、咳が出たので医者にかかったら検査を受けましょうと言 われてその場で検査を受ける場合、そうすると検査を受けたという報告が来ます。 家族が陽性で児童生徒が濃厚接触者になってしまった場合は事前に学校に検査 を受けますという報告も来ます。 2パターンあります。

後藤委員

その際、日曜日は機械警備になってしまっているのでしょうか。

保健給食課長

職員は当然おりませんので、留守番電話になっておりますが、そこは学校に工夫をしていただいていて、留守電の伝言に入れてもらって、確認したら折り返すという対応をしている学校もございます。場合によっては、先生方の誰かの電話番号を教えて、何かあったら連絡してください、としている学校もあります。学校の方で対応をお願いしている状況です。土日でも教育委員会では私が窓口になっていますので、私に連絡が来る体制となっています。

後藤委員

日曜日でも何らかの方法で学校関係者に連絡がつくようになっているということ ですね。

保健給食課長

はい。ただ、土日ですと医療機関は休みになっていますので、熱があったからといってなかなか検査にはならないと思うのですが、子供たちの感染は今のところ家庭内感染がほとんどですので、お父さんお母さんの具合が悪くなってその影響で子供たちが検査を受けることがほとんどです。学校は事前にお父さんお母さんの情報を得ていますので、ある程度準備ができます。土日の場合はこの電話にかけてくださいという体制ができているものと考えています。

後藤委員保健給食課長

お父さんお母さんが感染した場合でも学校に電話することになっているのですか。 今はお願いしております。近親者が感染した場合は、子供は濃厚接触者に指定されますので、登校を自粛いただいています。

福島委員

各学校等が検査対象者に対して受け渡し場所を連絡し、直接配布するとありますが、学校ごとに決めることなのでしょうか。例えば学校医を主としてこういう流れでやりなさいと教育委員会で作って、学校に渡してやるのか、それとも学校ごとに独自のやり方で配布して回収するのか、ある程度決まっていないと混乱してしまう気がします。

保健給食課長

3ページの7 (1) に検査実施手順の作成とありまして、詳細な手続きは別に定めるとあります。こちらで想定しているのが、学校の動きと教育委員会の動きを表にして判明日から2日目3日目と表記するものです。陽性が判明したという連絡が学校に入りますので、学校が受けてそれを教育委員会に送ってという流れを作らせていただいて、その中に配布の仕方、検体の受け方をある程度示すことを考えています。今の想定ですと、検査対象者は同じクラスとか登校班といったそこそこの人数が考えられます。そうしますと、学校の状況にもよりますが、皆さんに車で学校まで来ていただいて、ドライブスルーのように降りることなく容器をお渡しして、そのまま帰っていただくことを想定しています。基本的なことは教育委員会で作り、学校にお示しして、学校のグラウンドの状況とかもございますので、学校と教育委員会で相談しながら決めていくことを想定しています。

教 育 長 別葉で定めるということですね。他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第34号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第34号について、可決いたします。

教 育 長 以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。それでは、これをもちまして本 日の臨時教育委員会を終了いたします。

―― 午後2時12分委員会の閉会を宣した。――

令和3年5月14日

教育長

署名委員